

手続きガイド

■ 住民基本台帳・戸籍

住民登録・戸籍に関する届出や証明書の交付手続きは、役場及び各総合支所でこれまでと同様に行うことができます。

取扱い窓口

住民登録・戸籍に関する届出や証明書などの交付手続きの場合は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
町民課戸籍係 ☎ 01378-4-5111	総務課戸籍年金係 ☎ 01378-7-3311	町民福祉課戸籍年金係 ☎ 01398-4-5511

各種証明書

合併後の手数料は下記のとおりとなります。(主なものを掲載)

	種別	単位	金額
戸籍関係	戸籍謄抄本(全部・一部事項証明)	1通	450円
	除籍戸籍謄抄本(全部・一部事項証明)	1通	750円
	戸籍記載事項証明	1件	350円
	除籍記載事項証明	1件	450円
	届出・申請受理または、その他の書類の記載事項証明	1通	350円
	届出その他の書類の閲覧	1件	350円
住民関係	住民票及び戸籍の附票の写し	1枚	150円
	住民票記載事項証明	1通	150円
	住民基本台帳カード	1件	500円
その他	印鑑に関する証明	1枚	300円
	外国人登録原票記載事項証明	1通	300円

印鑑登録証の引き替え

合併前の北檜山町、瀬棚町、大成町で行った印鑑登録は合併後も有効となりますので改めて登録する必要はありません。ただし、新町のものに切り替えを希望される場合は、再登録となり有料となります。(再登録する場合は、登録印と旧登録証をご持参ください。)

税金

税に関する相談や証明書などの交付手続きは、役場及び各総合支所でこれまでと同様に行うことができます。

取扱い窓口

地方税に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
税務課課税係・徴収係 ☎ 01378-4-5111	財政課税務係 ☎ 01378-7-3311	財政課税務係 ☎ 01398-4-5511

個人町民税

【税率】

- 均等割 ⇒ 3,000 円
 - 所得割 ⇒ 課税所得が 200 万円以下の金額
課税所得が 200 万円を超え 700 万円以下
課税所得が 700 万円を超える金額
- 課税所得 × 3%
課税所得 × 8%
課税所得 × 10%



納期	納入日
第 1 期	6 月 1 日 ~ 6 月 30 日
第 2 期	8 月 1 日 ~ 8 月 31 日
第 3 期	10 月 1 日 ~ 10 月 31 日
第 4 期	12 月 1 日 ~ 12 月 25 日

納期の末日が土・日・祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限となります。納期は平成 18 年度からの納期限となります。なお、平成 17 年度は従来納期限です。

法人町民税

【税率】

- 法人税割 ⇒ 14.7%
- 均等割 ⇒ 資本等の金額と町内の事務所等の従業者数の合計数に応じて次のように区分されます。

区分	資本等の金額	従業者数	税額
1 号	50 億円超	50 人超	360 万円
2 号	10 億円超 50 億円以下	50 人超	210 万円
3 号	10 億円超	50 人以下	49 万 2 千円
4 号	1 億円超 10 億円以下	50 人超	48 万円
5 号	1 億円超 10 億円以下	50 人以下	19 万 2 千円
6 号	1 千万円超 1 億円以下	50 人超	18 万円
7 号	1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	15 万 6 千円
8 号	1 千万円以下	50 人超	14 万 4 千円
9 号	上記以外の法人		6 万円

固定資産税

【税率】 1.4%

納期	納入日
第1期	5月1日～5月31日
第2期	7月1日～7月31日
第3期	9月1日～9月30日
第4期	11月1日～11月30日



納期の末日が土・日・祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限となります。納期は平成18年度からの納期限となります。なお、平成17年度は従来の納期限です。

軽自動車税

【税率】 軽自動車の種類に応じ、次のとおりとなります。

区分			税額	
原 動 機 付 自 転 車	二輪のもの	排気量 50 cc 以下	1,000 円	
		排気量 90 cc 以下	1,200 円	
		排気量 125 cc 以下	1,600 円	
	三輪以上のもの	排気量 20 cc 超	2,500 円	
軽 自 動 車	二輪のもの		2,400 円	
	三輪のもの		3,100 円	
	四輪以上のもの	乗用のもの	営業用	5,500 円
			自家用	7,200 円
	四輪以上のもの	貨物用のもの	営業用	3,000 円
			自家用	4,000 円
もっぱら雪上を走行するもの		2,400 円		
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用のもの		1,600 円	
	その他のもの		4,700 円	
二輪の小型自動車			4,000 円	

【納期】 4月1日～4月30日

納期の末日が土・日・祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限となります。

標識（ナンバープレート）など

原動機付自転車（125 cc以下）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）及び交付証明書の交付を受けている方は、住所変更の手続きは必要ありません。また、合併前に交付されている標識（ナンバープレート）は切り替える必要はなく、合併後も使用できます。

税務証明

税に関する証明などは本庁または各総合支所の窓口において発行します。

証明の種類	手数料（1件につき）
所得証明書	300円
課税証明書	300円
納税証明書	300円
営業証明書、営業届証明書	300円
固定資産評価（公課、課税台帳）証明書	300円
固定資産課税台帳記載事項閲覧	300円
閲覧（登記事項）	無料
軽自動車納税証明書（継続検査用）	無料

手数料は、1年度、1税目、1物件ごとに1件として計算します。

国民健康保険税

【税率】

区分	旧大成町		旧瀬棚町		旧北檜山町	
	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分
所得割	13.31%	0.80%	9.20%	0.70%	6.70%	0.70%
資産割	75.00%	6.00%	70.00%	6.00%	55.00%	7.40%
均等割	26,400円	5,000円	25,000円	5,700円	27,000円	6,800円
平等割	43,300円	3,500円	40,000円	3,800円	38,000円	4,400円
賦課限度額	530,000円	80,000円	530,000円	80,000円	530,000円	80,000円

平成17年度は、上記税率表の区分により、それぞれ課税されます。

【納期】

納期	納入日
第1期	6月1日～6月30日
第2期	7月1日～7月31日
第3期	8月1日～8月31日
第4期	9月1日～9月30日
第5期	10月1日～10月31日
第6期	11月1日～11月30日
第7期	12月1日～12月25日



納期の末日が土・日・祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限となります。納期は平成18年度からの納期限となります。なお、平成17年度は従来の納期限です。

入湯税

【税率】

区分	大成区	瀬棚区	北檜山区
宿泊客	150 円 (150 円)	150 円 (-)	150 円 (100 円)
入浴客	60 円 (60 円)	40 円 (40 円)	100 円 (100 円)

宿泊客の税率については、平成 18 年度より 150 円となります。入浴客の税率については、合併後 3 年間は据え置きとなります。(カッコは平成 17 年度の税率となります。)



公金の納付

公金の納付については次のとおりとなっております。

取扱い窓口

公金の納付に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場

出納室出納係
☎ 01378-4-5111

瀬棚総合支所

出納室出納係
☎ 01378-7-3311

大成総合支所

出納室出納係
☎ 01398-4-5511

窓口による納付

町税などの公金は、次の金融機関などでお納めください。

	納付場所	取扱時間
金融機関など	<ul style="list-style-type: none">渡島信用金庫の各支店北海道銀行今金支店ひやま漁業協同組合大成・瀬棚支所北檜山町農業協同組合新函館農業協同組合若松・瀬棚支店町内の郵便局	各金融機関等の営業時間
役場・支所	<ul style="list-style-type: none">せたな町役場出納窓口大成総合支所出納窓口瀬棚総合支所出納窓口	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分

役場・総合支所では、町の公金のみ取り扱いとなります。
旧町で発行した納付書等をお持ちの方は、そのまま使用できます。

口座振替による納付

公金の納付には便利で確実な「口座振替」が利用できます。公金を取り扱っている銀行などに口座をお持ちの方は、口座からの引き落としによる納付が可能です。口座振替ができる公金は次のとおりです。詳細は、それぞれの担当係にお問い合わせください。

口座振替ができる公金	●町民税・道民税 ●固定資産税 ●軽自動車税 ●国民健康保険税 ●介護保険料 ●町営住宅料 ●水道料金・下水道料金 ●保育料 ●学校給食費
------------	--------------------------------------------------------------------------

すでに口座振替をご利用の方は...

現在の内容でせたな町に引き継がれます。また、金融機関、口座名義人、預金種類など変更される方や新たに口座振替をご利用される方は、町の指定する金融機関または役場窓口で手続きしてください。

■ 保健・福祉

保健・福祉に関する窓口及び手続きなどについては次のとおりとなっております。

担当窓口

保健・福祉に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
町民課国保医療係 町民課老人医療係 保健福祉課社会福祉係 保健福祉課児童福祉係 保健福祉課介護保険係 ■ 01378-4-5111	保健福祉課福祉係 保健福祉課国保医療係 (保健センター内) ■ 01378-7-3990	町民福祉課福祉係 町民福祉課国保医療係 町民福祉課介護保険係 ■ 01398-4-5511

国民健康保険

現在使用中のものは、平成 17 年 10 月以降は使用できません。新保険者証を 9 月下旬に役場・総合支所で旧保険者証と交換のうえお渡します。なお、交換日時、場所などについては、別途お知らせします。

療養給付費一部負担金	高額療養費	出産育児一時金	葬祭費
● 0 歳から 2 歳 2 割 ● 3 歳から 69 歳 3 割 ● 70 歳から 74 歳 1 割又は 2 割	被保険者の療養に要した費用が高額であった場合、申請により自己負担限度額を超えた分を支給する。	30 万円	3 万円

老人保健

現在使用中のものは、平成 17 年 10 月以降は使用できません。新受給者証を 9 月中に役場・総合支所で旧受給者証と交換のうえお渡しします。なお、交換日時、場所等については、別途お知らせします。

介護保険

現在使用中のものは、平成 17 年 9 月以降は使用できません。新保険者証（ピンク色）を 9 月上旬に役場から被保険者に送付します。なお、旧保険者証（きみどり色）については、新保険者証が届きましたら役場または総合支所にお返してください。

介護保険料について

保険料は平成 18 年度から統一となります。また、合併後、平成 18 年 3 月 31 日までの間に旧町区域間で転居をしても平成 17 年度の保険料に変更はありません。平成 17 年度については、賦課期日（平成 17 年 4 月 1 日）現在の住所により、旧町区域ごとの保険料が適用されることとなります。

【納期】

納期	納入日
第 1 期	7 月 1 日 ~ 7 月 31 日
第 2 期	8 月 1 日 ~ 8 月 31 日
第 3 期	9 月 1 日 ~ 9 月 30 日
第 4 期	10 月 1 日 ~ 10 月 31 日
第 5 期	11 月 1 日 ~ 11 月 30 日
第 6 期	12 月 1 日 ~ 12 月 25 日



納期については合併後も変更ありません。
納期の末日が土・日・祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限となります。

福祉

各種福祉サービスの主なものについて、事業の内容をお知らせします。
対象範囲や手続きなどについては、担当課へお問い合わせください。

事業の名称	事業の内容
重度障害者（児） 日常生活用具給付費等	重度障害者（児）が必要な日常生活用具を給付します。
身体・知的・障害者（児）支援費	ホームヘルプなどの福祉サービスを必要とする身体・知的障害者（児）が費用の一部を負担して居宅・施設サービスを受けることができます。
災害慶弔金支給	自然災害で死亡した町民の遺族に弔慰金、身体や住家に被害を受けた方に見舞金を支給するほか、被害を受けた世帯に援護資金を貸付します。
生きがい活動支援通所事業	家に閉じこもりがちな高齢者に対しデイサービスセンターにおいて日常動作訓練や趣味活動などのサービスを提供します。
敬老会事業	多年にわたり社会貢献された方々の長寿を祝福し敬老の意を表するために敬老会を開催します。

■ 児童・保育

児童・保育に関する窓口及び手続きなどについては次のとおりとなっております。

担当窓口

児童・保育に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
保健福祉課児童福祉係 ☎ 01378-4-5111	児童保育課児童福祉係 児童保育課保育推進係 ☎ 01378-7-3614 (保育所内)	町民福祉課福祉係 ☎ 01398-4-5511

保育所

入所申込

申込書は、役場、各総合支所で配布します。申し込みは、役場、各総合支所で受付します。

保育時間

保育時間は、現行のとおり変更ありません。

保育料

保育料は、平成 17 年度は変更ありません。ただし、合併後に段階的に調整します。

納期

保育料の納期限は、平成 17 年度は変更ありません。

学童保育所

入所申込

申込書は、役場、各総合支所で配布します。申し込みは、役場、各総合支所で受付します。

保育時間

保育時間は、現行のとおり変更ありません。

保育料

保育料は、平成 17 年度は変更ありません。ただし、合併後に調整します。

納期

保育料の納期限は、平成 17 年度は変更ありません。



■ 保健事業

保健事業に関する窓口及び手続きなどについては次のとおりとなっております。

担当窓口

保健事業に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
保健福祉課保健推進係 (健康センター内) ☎ 01378-4-5984	保健福祉課保健推進係 (保健センター内) ☎ 01378-7-3990	町民福祉課保健推進係 ☎ 01398-4-5511

各種事業

事業の名称	事業の内容
健康相談・健康教育	各地区で実施します。
基本健康診査	血液検査・尿検査・心電図などを各地区で実施します。
がん検診	胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診を各地区で実施します。
リハビリ教室	脳卒中後遺症の方などを対象に北檜山区・大成区で実施します。
訪問指導	必要な方に対し各地区で実施します。
乳幼児訪問	乳幼児・妊産婦の訪問を各地区で実施します。
乳幼児健康診査	乳児・1歳6か月児・3歳児健診を各地区で実施します。
フッ素塗布	就学前までのお子さんを対象に北檜山区・瀬棚区を会場に実施します。
予防接種	各地区で各種予防接種を実施します。
健康まつり	健康についての講演や催しを年1回実施します。

■ ■ 病院・診療所

病院・診療所については次のとおりとなっております。

担当窓口

病院・診療所に関するお問い合わせ先は次のとおりです。(合併後の施設の名称は「町」がとれます。)

北檜山国保病院	瀬棚国民健康保険 医科・歯科診療所	大成国民健康保険病院
■ 01378-4-5321	医科 ■ 01378-7-2470 歯科 ■ 01378-7-3170	■ 01398-4-5175

施設の案内

● 北檜山国保病院

せたな町北檜山区北檜山 378 番地 ■ 01378-4-5321

- 診療科目 / 内科、外科、小児科、婦人科、理学診療科、泌尿器科、
歯科
- 診療時間 / 午前 8:30 ~ 午後 5:00
- 受付時間 / 午前 8:30 ~ 午前 11:00 午後 1:00 ~ 午後 3:30
- 休 診 / 土曜、日曜、祝日 ● 歯科休診 / 土曜、日曜、祝日

● 瀬棚国民健康保険医科・歯科診療所

せたな町瀬棚区本町 850 番地 4

医科 ■ 01378-7-2470 歯科 ■ 01378-7-3170

- 医科 ● 診療科目 / 内科、小児科、整形外科、リハビリテーション科、心療内科、眼科
- 診療時間 / 午前 9:00 ~ 午後 5:00
- 受付時間 / 平日・土曜 ▷ 午前 8:30 ~ 午前 11:00
平日のみ ▷ 午後 1:00 ~ 午後 4:00
- 休 診 / 日曜、祝日 (土曜日は午後から休診)
- 歯科 ● 診療科目 / 一般歯科
- 診療時間 / 午前 9:00 ~ 午後 5:00
- 休 診 / 土曜、日曜、祝日

● 大成国民健康保険病院

せたな町大成区都 231 番地 ■ 01398-4-5175

- 診療科目 / 内科、外科、放射線科
- 診療時間 / 午前 8:30 ~ 午後 5:00
- 受付時間 / 午前 8:30 ~ 午前 11:00 午後 1:00 ~ 午後 3:00
- 休 診 / 土曜、日曜、祝日

■ ■ ごみ・し尿

ごみ・し尿に関する窓口などについては次のとおりとなっております。

担当窓口

ごみ・し尿に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
町民課環境衛生係 ☎ 01378-4-5111	総務課地域生活係 ☎ 01378-7-3311	町民福祉課環境衛生係 ☎ 01398-4-5511

ごみ

分別・収集方法

分別、収集方法は合併前と変更ありません。なお、詳しい分別方法・収集方法については、ご家庭に配布しております「収集カレンダー」などをご参照ください。

手数料

手数料は合併前と変更ありません。



10月1日から指定するごみ袋以外の容器での排出は禁止になります

「危険ごみ」の混入による事故を未然に防ぐために10月1日から、ごみをステーションに出す場合、組合の指定するごみ袋以外の容器（下記参照）での排出は禁止になりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

組合の指定する「ごみ袋以外の容器」とは...

「市販のごみ袋」、「ダンボール箱」などで現在ごみシールを貼って出されている容器です。これらの容器は内容物が確認できないものが多く「危険ごみ」が混入していても分からずに収集し、処理する過程で爆発や火災事故につながる危険性があります。詳細については北部檜山衛生センター組合（☎ 01378-6-0070）までお問い合わせください。

し尿

収集方法

収集方法は合併前と変更ありません。

手数料

手数料は合併前と変更ありません。

■ 商工労働観光

商工労働観光に関する窓口などについては次のとおりとなっております。

担当窓口

商工労働観光に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
産業振興課商工労働観光係 ☎ 01378-4-5111	産業振興課商工労働観光係 ☎ 01378-7-3311	産業振興課商工労働観光係 ☎ 01398-4-5511

イベント

各地域の主なイベントは次のとおりです。詳しい内容は担当へお問い合わせください。

主なイベント名称
●玉川公園水仙まつり ●浮島公園まつり ●北檜山温泉まつり ●北檜山夏まつり ●真駒内神社例大祭 ●せたな漁火まつり ●瀬棚夕市 ●またせたな市 ●事比羅神社例大祭 ●しなの木地蔵尊灯籠流し ●太田神社例大祭 ●がっぱり海の幸フェスタわっためがして大成

商工業

商工業に関する融資制度については次のとおりとなります。詳しい内容は担当へお問い合わせください。

制度の名称	制度の内容
中小企業経営安定資金融資	中小企業者に対し、経営基盤の強化及び事業の活性化を促進するために必要な資金を融資します。北海道信用保証協会の保証料及び貸付金利の一部を補給します。

労働

季節移動（出稼ぎ）労働者支援

出稼労働者手帳の交付先は、合併後も変更はありません。出稼援護相談は、合併後も変更はありません。詳しいことについては、お問い合わせください。

農林水産業

農林水産に関する窓口などについては次のとおりとなっております。

担当窓口

農林水産に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
産業振興課農業振興係 産業振興課水産振興係 産業振興課耕地整備係 産業振興課畜産係 産業振興課林業振興係 ☎ 01378-4-5111	産業振興課産業振興係 産業振興課水産振興係 産業振興課農林振興係 ☎ 01378-7-3311	産業振興課水産振興係 産業振興課農林振興係 ☎ 01398-4-5511

農業

農業に関する主な事業については次のとおりです。そのほかの事業内容については担当へお問い合わせください。

制度の名称	制度の内容
農作物栽培奨励事業	旧町で既に継続事業で実施されており、新町においても継続し営農意欲の増進をはかります。
新規産業就業者支援事業	新町において将来を見通した新しく総合的な定住対策制度が必要であり、合併後に再編し支援します。
その他農業関係事業	旧町の独自性及び経過があることから、合併後においても継続します。

林業

林業に関する主な事業については次のとおりです。そのほかの事業内容については担当へお問い合わせください。

制度の名称	制度の内容
森林施業計画	旧町の施業計画を基本に、不都合が生じた時点で変更し、新町として森林の伐採、造林、保育等に支援します。

水産業

水産に関する主な事業については次のとおりです。そのほかの事業内容については担当へお問い合わせください。

制度の名称	制度の内容
水産資源の各種支援事業	アワビ・ウニ等の種苗放流事業、サケ・ソイ等の増養殖事業など旧各町独自の支援策があるので、合併後に再編等協議しながら支援します。



■水道・下水道

水道・下水道に関する窓口などについては次のとおりとなっております。

担当窓口

水道・下水道に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
建設水道課水道係 建設水道課下水道係 ☎ 01378-4-5111	建設水道課水道係 ☎ 01378-7-3311	建設水道課上下水道係 ☎ 01398-4-5511

水道

水道料金

水道料金は、合併前と変更ありません。

料金のお支払い

料金のお支払い場所は役場、各総合支所、町が指定する金融機関となります。お支払い期限は、合併後は統一します。末日までに納付をお願いします。お支払いは口座振替が便利です。



下水道

下水道料金

下水道料金は、合併前と変更ありません。

料金のお支払い

料金のお支払い場所は役場、各総合支所、町が指定する金融機関となります。お支払い期限は、合併後は統一します。末日までに納付をお願いします。お支払いは口座振替が便利です。

受益者分担金・負担金

受益者分担金・負担金は合併前と変更はありません。



■町営住宅

町営住宅に関する窓口などについては次のとおりとなっております。

担当窓口

町営住宅に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
建設水道課住宅公園係 ☎ 01378-4-5111	建設水道課管理係 ☎ 01378-7-3311	建設水道課建設係 ☎ 01398-4-5511

町営住宅

使用料

町営住宅使用料は、合併前と変更ありません。

町営住宅の申込み資格

今後、町営住宅等に入居を希望される方は、下記の申込資格に留意のうえ、申込み願います。なお、入居者募集については、住宅の空き状況に応じて随時募集します。募集案内は回覧等でお知らせします。

町営住宅申込み資格について

町営住宅の入居資格は次のとおりです。詳しくは担当へお問い合わせください。

1 町営住宅

- 住宅に困っている方
- 所得が規定の基準以下の方
- 現に同居し、または同居しようとする親族等がある方

2 特定公共賃貸住宅

- 所得が規定の基準の範囲内の方
- 現に同居し、または同居しようとする親族等がある方



■ 教育・文化・スポーツ活動

各種教育事業に関する窓口などについては次のとおりとなっております。

担当窓口

教育・文化・スポーツ活動に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
[教育委員会]	[瀬棚教育事務所]	[大成教育事務所]
企画総務課総務係 企画総務課学校教育係 生涯学習課社会教育係 生涯学習課体育振興係 生涯学習課文化係	学校教育係 社会教育・体育係	学校教育係 社会教育・体育係
☎ 01378-4-5111	☎ 01378-7-3322	☎ 01398-4-5511

学校・幼稚園

小中学校の通学区域

小中学校の通学区域は合併前と変更ありません。

高校の授業料など

瀬棚商業高等学校及び大成高等学校の授業料等は、変更はありません。道立高校の授業料等の改定にあわせて改定します。

幼稚園の保育料など

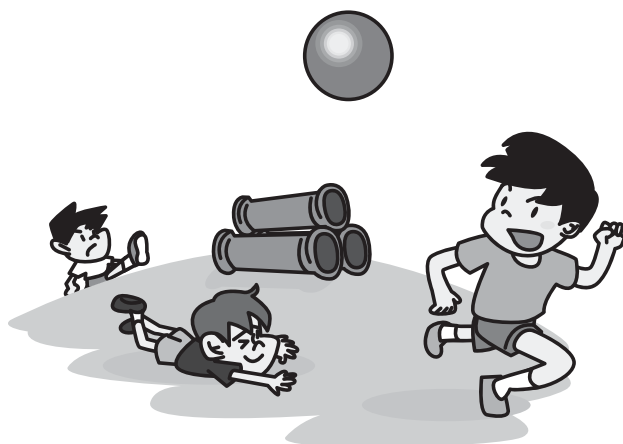
北檜山幼稚園の保育料は合併前と変更ありません。

スクールバスの運行

今までどおりの運行となります。

学校給食

給食回数及び給食費については、平成 17 年度は変更ありません。なお、平成 18 年度に給食費は統一します。



各種制度

教育に関する各種制度については次のとおりとなります。詳しい内容は担当へお問い合わせください。

制度の名称	制度の内容
通学定期補助	瀬棚商業高等学校の通学に路線バスを利用する生徒を対象とし、定期券の2分の1以内を補助します。(瀬棚区須築から瀬棚市街の間) 檜山北高等学校・瀬棚商業高等学校への通学に代替輸送バス(長万部ターミナルから上三本杉の区間)を利用する生徒を対象とし、定期券運賃の4分の1以内を補助します。この制度の担当は、せたな町役場企画課まちづくり推進係(☎ 01378-4-5111)及び瀬棚総合支所総務課まちづくり推進係(☎ 01378-7-3311)となっております。
奨学資金貸付	高等学校、専修学校、高等専門学校、大学などに入学または在学中で、学資の支弁が困難な方へ奨学資金を貸付します。

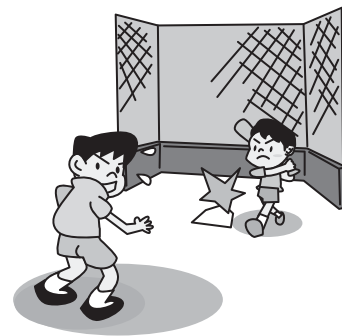
各種事業

教育・文化・スポーツ活動に関する主な事業については次のとおりとなっております。詳しい内容は担当へお問い合わせください。

主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 少年の主張大会 ● 女性文化交流会 ● 成人式 ● 自然観察会 ● 高齢者大学 ● 子どもの休日対応事業 ● 文化講演会 ● 町民文化祭 ● 町民ふれあいコンサート ● ジョン神塚ピアノコンサート ● 唄舞華舞コンサート ● 芸術鑑賞会 ● 水仙まつりロードレース大会 ● 町民ソフトボール大会 ● 町民スキー大会 ● 町民綱引大会 ● 町内カルタ大会 ● 小中学生ドッジボール大会

図書館など

図書館・図書センター・情報センターの利用について
図書利用券は合併後に共通で利用できる新たなカードに随時更新していきます。図書館・図書センター・情報センターの利用日及び時間については変更ありません。



消防・救急・防災

消防、救急、防災に関する窓口などについては次のとおりとなっております。

消防・救急担当

消防・救急に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

檜山広域行政組合

せたな消防署

☎ 01378-4-5709

瀬棚支署

☎ 01378-7-3344

大成支署

☎ 01398-4-5401

消防・救急

消防署について

町内の消防署は、「せたな消防署」(北檜山)、「せたな消防署 瀬棚支署」、「せたな消防署 大成支署」となります。火災や救急などの災害に関する 119 番通報は、今までどおり、各地域の消防署につながります。

防災担当

防災に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
総務課地域生活係 ☎ 01378-4-5111	総務課総務係 ☎ 01378-7-3311	総務課まちづくり推進係 ☎ 01378-7-5511

防災

避難所などについて

各地域の避難場所については、変更はありません。災害時の指示などについては、これまでどおり防災行政無線によりお知らせします。



■ 広報・広聴

広報、広聴に関する窓口などについては次のとおりとなっております。

担当窓口

広報・広聴に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

せたな町役場	瀬棚総合支所	大成総合支所
企画課広報広聴係 ☎ 01378-4-5111	総務課まちづくり推進係 ☎ 01378-7-3311	総務課まちづくり推進係 ☎ 01378-4-5511

広報誌

広報誌の発行について

広報誌は9月より「広報せたな」となります。毎月1回発行し、全世帯へ配布します。